

第 60 号

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第9条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人1人の連署する請書（当該請書を提出することができない特別の事情がある場合で知事がやむを得ないと認めるときにあつては、連帯保証人の連署のない請書）」を「請書」に改める。

第9条の2中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に改める。

第9条の3第1項中「第11条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改める。

第9条の4を削る。

第10条に次の1項を加える。

- 3 知事は、入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、前項の規定により算出した額以下で、令第2条の規定により算出した額とすることができる。

第11条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第21条中「第10条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 知事は、第10条第3項の入居者が法第28条第2項の規定に該当する場合において、第11条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第10条第3項の規定及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、第10条第2項の規定により算出した額以下で、令第8条第3項において準用する同条第2項の規定により算出した額とすることができる。

第23条第1項中「第29条第5項」を「第29条第6項」に改め、「及び」の次に「

第3項並びに」を加える。

第25条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第27条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同項第9号中「、第9条の4」を削る。

第30条中「、第21条及び」を「及び第3項、第21条並びに」に改める。

第31条中「第9条の4」を「第9条の3」に改め、「、「法第23条第1号」とあるのは「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条第4号イ」と」を削る。

第46条第1項中「第9条の4」を「第9条の3」に改め、同条第2項中「第10条第1項各号」を「第11条第1項各号」に、「第11条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県営住宅条例（以下「新条例」という。）第9条第1項（新条例第9条の3第4項、第31条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第6条（新条例第31条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定を受けた者及び新条例第9条の3第1項に規定する入居の承認を受けた者について適用し、施行日前にこの条例による改正前の熊本県営住宅条例（以下「旧条例」という。）第6条（旧条例第31条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定を受けた者及び旧条例第9条の3第1項に規定する入居の承認を受けた者については、なお従前の例による。

（提案理由）

民法（明治29年法律第89号）の一部改正、単身高齢者の増加等の県営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえ、入居手続等における連帯保証人に関する規定を削除する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。